

徳島県告示第六百七十三号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和三年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 一・「一・（ベンゾ「b」チオフェン・ニ・イル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称 Benocyclidine又はBTCP）及びその塩類
- 2 化学名 N、N・ジエチル・ニ・ヒニ・「（四・メトキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル「エタン・一・アミン（通称 Metonitazene）及びその塩類
- 3 化学名 キノリン・ハ・イル「三・「（四、四・ジフルオロピペリジン・一・イル（スルフォニル」・四・メチルベンゾアールト（通称 二F・QMPSB）及びその塩類
- 4 化学名 N・（アダマンタン・一・イル）・一・（シクロヘキシルメチル）・一H・インダゾール・三・カルボキサミド（通称 ACHMINACA又はAdamantlyl・CHMINACA）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和三年十月二十八日